

公 示

特定計量器定期検査実施

計量法（平成4年法律第51号）第19条の規定により、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町及び安八町における特定計量器（ひょう量5t未満の質量計）の定期検査を次のとおり実施します。

2019年3月14日

岐阜県知事 古田 肇

町名	期 日	時 間	場 所	対象地域
垂井町	2019年 4月15日 (月)	午前10時から 正午まで	岩手地区まちづくり センター (垂井町岩手608-2)	岩手
	4月16日 (火)	午前10時から 午後3時まで	垂井町役場 (垂井町1532-1)	町内全域
関ヶ原町	4月17日 (水)	午前10時から 午後3時まで	関ヶ原町役場 (関ヶ原町関ヶ原894-58)	町内全域
神戸町	4月22日 (月)	午前10時から 午後3時まで	神戸町産業会館 (神戸町神戸520-1)	町内全域
輪之内町	4月23日 (火)	午前10時から 正午まで	J Aにしみの輪之内 カントリーエレベーター (輪之内町四郷2557)	町内全域
安八町	4月24日 (水)	午前10時から 午後2時まで	J Aにしみの 名森支店 (安八町南條1155-1)	町内全域